

岩手高教組情報

No. **6**2019年
8月29日(木)

岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

●人事院勧告 ●夏の各種全国大会 ●臨時・非常勤職員を支える体制作りを ●原水爆禁止世界大会 ●喜怒哀楽 ●クイズ

8/7人事院勧告のポイントと課題

人事院は8月7日、国会と内閣に対して、2019年度の国家公務員給与改定にかかわる内容の勧告を行いました。6年連続のプラス勧告ではありますが、全年齢層での給与改善とはならず、極めて課題の残る勧告でした。

<給与勧告のポイント>

- ①民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ。
- ②ボーナスを0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分。
- ③住居手当の支給層対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げ。

<課題>

①6年連続引き上げも不満の残る勧告内容

月例給の官民較差(387円)を、若年層のみに配分(初任給:大卒1,500円、高卒2,000円)。給与改定は30代半ばまで。中高年齢層は較差配分がなく、据え置きとなります。19年3月に給与制度の現給保障期間が終了した中高年齢層にとっては賃金改善が喫緊の課題です。また、岩手での官民較差がどのような状況になるか懸念されます。

②住居手当見直しも改定で減額となる職員も

勧告をもとにした試算によると改善となるのは家賃59,200円以上の場合であり、58,000円台以下では手当額の引き下げとなります(家賃27,000~55,000円台は2,000円減)。

住居手当の改定

現 行		改 訂 後	
区 分	手 当 額	区 分	手 当 額
12千円超~23千円	家賃額-12,000円	16千円超~27千円	家賃額-16,000円
23千円超~55千円	(家賃額-23,000円)/2+11,000円	27千円超~61千円	(家賃額-27,000円)/2+11,000円
55千円超	27,000円	61千円超	28,000円

岩手県地方公務員共闘会議(地公共闘) 8/21県人事委員会に要請書提出

地公共闘(議長:佐藤淳一岩教組委員長)は、8月21日、県人勧に向けて16項目からなる要請書を県人事委員会事務局長に提出し、2019年度の私たちの給与決定に係る、県人勧闘争をスタートさせました。

地公共闘は、9月末に予想される県人事委員会の勧告に向けて、交渉を強化します。国の勧告に追随した県勧告を許すわけにはいきません。県人事委員長宛の「大型はがき」、県庁座り込み行動は私たちの声を直接訴える場となります。各分会からの最大限のとりくみを要請します。

<主な要請>

- ・月例給、一時金の引き上げ、高齢層の賃金改善
- ・通勤手当、住居手当の改善
- ・子育て支援等、両立支援策の充実
- ・長時間労働是正 等